

○登録検査機関の新規登録、登録更新及び変更登録に係る手数料

使用料等	区分	額 (1件につき)	
登録申請手数料	法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録（地域登録検査機関に係るものに限る。）の申請に対する審査	¥150,000	
登録更新申請手数料	法第18条第1項の規定による登録検査機関の登録（地域登録検査機関に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査	¥10,100	
変更登録申請手数料	法第19条第1項の規定による登録検査機関の登録（地域登録検査機関に係るものに限る。）に係る事項の変更登録の申請に対する審査	法第17条第4項第3号に掲げる事項（ <u>農産物の種類の増加</u> に係るものに限る。）	¥30,000
		法第17条第4項第5号に掲げる事項（ <u>農産物の区域の増加</u> に係るものに限る。）	¥3,000 (収入印紙)
		法第17条第4項第4号に掲げる事項（ <u>登録の区分の増加</u> に係るものに限る。）	¥150,000

※ 法とは、農産物検査法をいう。

※ 千葉県収入証紙で支払うこと。（変更登録申請・区域の増加を除く。）